

イメージキャラクターイベントプロモーション活動業務委託 簡易公募型プロポーザル実施要領

1 目的

深谷市イメージキャラクター「ふっかちゃん」を活用した、市のプロモーション活動を実施するに当たり、民間のノウハウを活かし、効果的なプロモーション活動業務を行うため、本実施要領に基づき簡易公募型プロポーザル方式により受注候補者を選定するものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

イメージキャラクターイベントプロモーション活動業務委託

(2) 内容

別紙「イメージキャラクターイベントプロモーション活動業務委託 仕様書」のとおり

(3) 業務期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日（2年間）

(4) 委託上限額

ア) 本業務は「単価契約」とし、実費支払い分を除いた委託金額の総額は1,980,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

イ) 委託料の算出は、仕様書の委託料の考え方則り、次の事項により、委託上限額を超えないものとする。

- ・交通費、遠隔地出張費及び宿泊費は実費払いとする為、出動費の見積もりにあたっては、これらを除いたイベント出動1回あたりの出動費（単価）を算出すること。
- ・年間イベント出動回数の上限目安12回を想定し、算出すること。なお、実際のイベント出動回数を担保するものではない。
- ・イベント出動エリアの出動回数と想定地域は下記のとおりとする。ただし、この割合は過去のイベント出動実績によるものであり、契約締結後の本業務のイベント出動エリアを制限するものではない。

| 出動エリア | 出動回数 | 想定地域 |
|--------------------|-----------------|-------------------------------|
| 深谷市役所から移動距離300km圏内 | 20回 (10回×2年) | 埼玉県深谷市、群馬県前橋市、栃木県佐野市、千葉県成田市など |
| 遠隔地 | 4回 (2回×2年) | 滋賀県彦根市、高知県須崎市など |

3 参加資格

参加者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 令和7・8年度深谷市物品等競争入札参加資格者名簿に登録がある者。ただし、当該

資格者名簿に登録されていない者であっても、次に掲げる書類〈写し可〉を参加申込書に添付し提出することで、本プロポーザルに参加することができる。

ア) 法人にあっては、履歴事項全部証明書

イ) 個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

ウ) 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

エ) 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

オ) 深谷市内に事業所がある場合は、市税に滞納がないことの証明書(法人及び個人)

カ) 財務諸表(直近のもの)

なお、ア)からオ)の書類は、提出日前3ヶ月以内に発行されたものであること。

- (2) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱及び深谷市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

4 事業者選定スケジュール

| | |
|------------------|----------------------|
| (1) 実施要領及び仕様書の公表 | 令和 8年 1月30日(金) |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和 8年 2月 9日(月) 正午まで |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和 8年 2月12日(木) |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和 8年 2月16日(月) 17時まで |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和 8年 2月25日(水) 17時まで |
| (6) 審査結果の通知 | 令和 8年 3月上旬 |
| (7) 契約締結 | 令和 8年 3月中旬 |

5 参加申込書の提出

(1) 提出書類

ア) 参加申込書(様式1)

イ) 参加資格に関する書類

(2) 提出期限

令和8年2月16日(月) 17時まで

(3) 提出先及び提出方法

【提出先】

深谷市 協働推進部 協働推進課 シティセールス推進係

メールアドレス：kyoudou@city.fukaya.saitama.jp

TEL：048-574-6658(直通)

【提出方法】

電子メール

件名：イメージキャラクターイベントプロモーション活動業務委託参加申込書

※ 電子メール送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

6 質問書の提出

(1) 提出書類

質問書（様式2）

(2) 提出期限

令和8年2月9日（月）正午まで

(3) 提出先及び提出方法

【提出先】

深谷市 協働推進部 協働推進課 シティセールス推進係

メールアドレス：kyoudou@city.fukaya.saitama.jp

TEL：048-574-6658（直通）

【提出方法】

電子メール

件名：イメージキャラクターイベントプロモーション活動業務委託質問書

※ 電子メール送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

(4) 質問書への回答

質問書への回答は、令和8年2月12日（木）中に、市ホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア) 見積書（様式3）

・見積書には提案された企画案実施のために必要な経費について、仕様書の委託料の考え方則り、各項目の定額（消費税及び地方消費税を含まない）を計上すること。

イ) 内訳書（任意様式）

ウ) 会社概要書（様式4）

エ) 類似業務実績調書（様式5）

オ) 提案書（様式6）

・提案書に記載すべき事項は、仕様書の趣旨を踏まえたうえ極力具体的に示し、かつ、可能な限り簡素化することとし、後述の評価基準と提案内容の関係が明確に判断できるようにすること。

・仕様書以上の技術提供や事業者が推奨する企画提案があれば、委託上限額の範囲で積極的に提案することを拒まない。

カ) その他補足資料（任意様式）

(2) 提出期限

令和8年2月25日（水）17時まで

(3) 提出部数

原本1部

(4) 提出先及び提出方法

【提出先】

深谷市 協働推進部 協働推進課 シティセールス推進係

メールアドレス：kyoudou@city.fukaya.saitama.jp

TEL：048-574-6658（直通）

【提出方法】

電子メール

件名：イメージキャラクターイベントプロモーション活動業務委託企画提案書

※ 電子メール送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

8 審査方法及び審査結果の通知

提出された企画提案書等の書類を次の評価基準により審査を行い、最も優れた者を受注候補者に選定する。なお、参加者が1者のみであっても、審査を行い、受注候補者の選定の可否を決定する。ただし、審査の結果、合計点が50点に満たない者は、選定の対象としない。

(1) 評価基準

| 評価項目・評価基準 | 配点 |
|---------------------------------|----|
| (1) 事業者の能力 | |
| ア 市の要請する業務内容に沿った基本方針を備えているか | 10 |
| イ 業務遂行における人員の確保など、業務実施体制が整っているか | 15 |
| ウ 本業務に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか | 10 |
| エ 過去3年間に同様の業務に関して実績があるか | 10 |
| (2) 着ぐるみの保管・運搬 | |
| ア 着ぐるみを適切に保管できる施設を有しているか | 5 |
| イ 着ぐるみの適切な管理が行えるか | 5 |
| ウ 着ぐるみを適切に運搬できる車両を有しているか | 10 |

| | |
|--------------------------------|-----|
| (3) 提案内容 | |
| ア イベント告知等、情報発信に効果的な手法が用いられているか | 10 |
| イ イベント出動以外で特筆すべきプロモーション活動があるか | 15 |
| (4) 見積額 | |
| ア 業務内容に対し、適切な経費が積算されているか | 10 |
| 評価点合計 | 100 |

(2) 審査結果の通知

企画提案書等を提出した全ての事業者に対し結果を3月上旬にメールで通知する。

9 業務委託契約に関する事項

(1) 契約の締結

当該受託候補者と契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調となった場合又は参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

- ア) 本業務委託の仕様については、別添仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者と受託者の協議のうえ定めるものとする。
- イ) 受託者は委託業務の全部及び一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(3) 業務内容及び留意事項

本業務の実施にあたっては、市と十分協議して進めるものとする。

10 事業者の失格等

簡易公募型プロポーザルに参加した事業者が次のいずれかに該当する場合には、提出書類（参加申込書等）を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (4) 委託上限額を超えた場合
- (5) 参加資格要件を欠くことになった場合
- (6) その他本要領に違反するなど市が不適格と認めた場合

1 1 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加等に要する費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて市から疑義事項の照会を行うことがある。
- (5) 市は提出された書類等について、深谷市情報公開条例（平成18年深谷市条例第13号）の規定に基づく請求により、第三者に開示することができるものとする。ただし、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報等については、非公開とする場合がある。

1 2 担当

深谷市 協働推進部 協働推進課 シティセールス推進係（本庁舎2階21番窓口）

〒366-8501

埼玉県深谷市仲町11番1号

TEL：048-574-6658（直通）

FAX：048-501-5222

E-mail：kyoudou@city.fukaya.saitama.jp